

平成 30 年度・第 1 回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

【開催概要】

1 日時

平成 30 年 8 月 9 日（木）13:30～

2 場所

きらめきプラザ 6 階 ウィズセンター会議室

3 出席者

○委員（五十音順、敬称略）／出席 12 名

赤松幸子、安部幸子、伊田大夢、影山美幸、笹井茂智、佐藤豊行、
高森由美子、多田憲一郎、時實達枝、中原隆志、野村泰介山下美紀
（欠席 3 名／伊原直美、高山真紀子、筒塩清美）

○事務局（県）／出席 6 名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

【議事次第】

1 開会

県民生活部長あいさつ

平成 30 年度第 1 回岡山県男女共同参画審議会の開会にあたり、一言あいさつ申し上げます。

まず、平成 30 年 7 月豪雨では、多くの尊い命が失われ、大変多くの方々被災されました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

県では、災害発生直後から、避難所への職員派遣あるいは被災箇所の応急復旧、ボランティア活動の支援などに全力で取り組んでいるところである。その中で、男女共同参画関係では、避難所が設置された段階で、市町村に対して男女両方の運営責任者の配置やさまざまな方々の意見を踏まえたルールづくりなど、男女のニーズの違いなどに配慮した避難所運営をお願いしたところである。県では引き続き、被災者の生活再建と一日も早い復興に向けて、すべての部局が一丸となって取り組んでいるところであるが、本日もご出席の皆さま方におかれましても、さまざまな面でお力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、委員の皆さま方には、男女共同参画推進に関する施策をはじめ県政の推進について、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。また本日は、お忙しい中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

男女共同参画に関する大きな動きといたしましては、今年 5 月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的とする法律が施行されたところである。県といたしましても、こうした動きを受け、政治活動の自由や選挙の公正を確保しつつ、実態調査や情報の収集、啓発活動など、必要な施策を検討し、市町村とも連携して取り組んでまいりたいと考えている。

本日は、平成 30 年度男女共同参画関連事業の進捗状況や、「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」の改訂などについてご説明する予定としている。委員の皆さま方には、忌憚のないご意見、ご提言をお願いいたしますとともに、今後とも男女共同参画社会の実現に向けた取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではあるがあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

2 委員自己紹介・事務局自己紹介

3 会長・副課長選出

会長に多田委員、副会長に山下委員を選出。

4 議事概要

- (1) 平成 30(2018)年度男女共同参画関連事業の進捗状況について
- (2) 「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」の改定について
- (3) その他

<p>会長（司会）</p>	<p>議事（1）平成 30（2018）年度男女共同参画関連事業の進捗状況について、事務局から説明願います。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p><資料 1></p> <p>1 ページ目、平成 28 年度から 32 年度を期間とする第 4 次ウィズプランに掲げる 3 つの基本目標に基づき、各施策に取り組んでおり、今年度取り組む主な事業を基本目標ごとに記載している。</p> <p>2 ページ目、男女共同参画青少年課が取り組むものとしては、「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり」の関連では、今年度で 4 回目となる「学生と企業のためのダイバーシティシンポジウム」を、1 月 23 日に開催する。この事業は、子から、仕事や家庭で頑張っている親へのエール論文を募集し、優秀作をシンポジウムで発表してもらうとともに、男女共同参画等に対する先進的な取組を行う企業の情報提供を通じ、働き方の多様性などを学生と企業の双方に啓発することを目的としている。今年度は、会場をこれまでの岡山大学からイオンモール岡山に変更している。参考に、現在募集中の子から親へのエール論文コンクールの募集リーフレットを添付している。</p> <p>「基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築」の関連では、DV 防止と被害者支援に取り組むこととしており、今年度の新規事業として、「パープルリボン&オレンジリボン☆ツリー事業」と「医療関係者のための DV 被害者対応の手引の改訂」に取り組むこととしている。</p> <p>リボンツリー事業については、11 月 12 日～25 日までを期間とする国の女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンと、11 月を推進月間とする児童虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボンに、根絶に向けた願いを書き込んだメッセージカードを付けて飾ったツリーを県内 3 カ所に設置する等の啓発イベントを、関係課や関係市町村と連携して実施することとしている。</p> <p>医療関係者向けの手引きの改訂については、次の議題で説明する。</p> <p>「DV 被害者等の相談・自立支援充実事業」については、県機関が相談を行っていない日曜・祝日・年末年始の休日電話相談事業と、2 週間の一時保護後などに安全な住環境を提供するステップハウス提供事業、DV 被害者の子どもを対象とした学習支援等を行うサポート事業などを行っており、社会福祉法人クムレに委託している。</p> <p>「基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり」の関連では、女性活躍に関する新規事業として、「女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業」と「おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業」の 2 つの事業に取り組むこととしている。事業に取り組む背景としては、当課で実施した企業意</p>

識調査において、男女共同参画のための取組を行っていない企業が 46% あることや、企業規模が小さくなるほど女性登用などの取組が進んでいないなど、企業によって現状や認識に大きな違いがあること。また、同じく企業意識調査において、女性が管理職を打診されて断るケースが少なからずあり、その理由として、「責任が重くなる」や、「自信がない」、「家庭との両立に不安がある」などが多かったこと。独立行政法人の国立女性教育会館の調査で、女性は就職 2 年目で管理職志向の減退が顕著になるなどの課題があるということが背景としてある。こうした企業と女性の双方の課題へのアプローチとして、事業設計している。

まず、企業課題へのアプローチとして、女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業に取り組んでいる。この事業は、社会保険労務士など、企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取り組みを支援するアドバイザーを登録するバンクをつくり、そのバンクからコーディネーターが企業の現状や要望を伺った上で、アドバイザーを選任し、企業へ派遣して企業の実情に応じた取組を支援する。今年度、30 事業者に 2 回を上限に派遣する予定としている。アドバイザーは、本日の時点で 12 名登録しており、300 人以下の事業所を対象として、7 月から派遣を希望する企業の募集を始めたところである。本事業の取組成果については、年度末に事例集として取りまとめるなどして、参考となるように情報発信していきたい。

次に、女性課題へのアプローチとして、おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業に取り組んでいく。「輝く女性クローズUP 事業」として、県内のさまざまな業種や職種、キャリアステージで活躍する女性をロールモデルとして紹介し、働く女性の課題解決につながるヒントを発信することで、女性自身の活躍する意欲を喚起していくこととしている。この 8 月 1 日に、ウェブサイト「あなたも輝く☆晴れの国女子」を立ち上げたところであり、毎月 2 名程度、年度内に 20 名を掲載して紹介する予定としている。ウェブサイトの公募チラシと、1 番目に掲載した株式会社はるやまホールディングスの武政さんの紹介ページを参考として添付している。

また、併せて、そうしたロールモデルである女性自身が、直接働き方や経験を発表する、「私の働き方発表会（仮称）」を開催し、多くの女性との交流を通じて、多様な働き方を提案していきたいと考えている。ロールモデルの紹介や私の働き方発表会は、働く女性はもちろんのこと、子育て中で今後働きたいと思っている女性や、これから就職を目指す高校生や大学生にも情報発信や参加を促し、若い女性がキャリアアップ

	<p>ランを考えるきっかけにもなってもらいたいと考えている。</p> <p>最後に「輝く女性ネットワーク事業」については、若手社員や産休・育休復帰職員、管理職など、同じ立場の女性同士の意見交換を実施するとともに、ロールモデルを交えたワークショップ等を実施し、課題解決のイメージを具体化し、キャリア形成につなげていきたい。男性上司の意見交換も併せて実施する。年度内に 3 回開催を予定しており、課題解決やキャリア形成に向けた女性のネットワークを形成できればと考えている。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>引き続きウィズセンターから説明願います。</p>
<p>男女共同参画 推進センター 所長</p>	<p>ウィズセンターの事業進捗状況を説明する。</p> <p>「男女共同参画ゼミナール事業」は、審議会や委員会などで活躍する人材や地域リーダーの養成と、そのネットワークづくりを目的としており、男女共同参画に関する基本的な知識から最新の情報、またワークショップにより実践的なスキルを身に付けていただけるよう、計 5 日間 10 講座を実施している。第 1 回は、7 月豪雨災害により開催を延期としていたが、調整が整い 9 月 6 日（木）に開講する。</p> <p>全研修の 3 分の 2 以上の受講をもってゼミナール修了とし、29 年度からは 3 回修了した方をゼミナール生として認定し、地域での啓発活動や、講演会・研修会の助言者等への登用を呼び掛けていく。</p> <p>今年度は男性 9 名、女性 10 名の計 19 名で、県北部や若い世代の参加、NPO 団体の方なども参加している。また、各講座は単発でも参加でき、瀬戸内市が開催しているゼミナールの一コマとして、また矢掛町などの団体の研修にも利用できることとなっている。</p> <p>修了者の地域での活用については、2 年後にアンケート調査を実施しており、平成 27 年度修了者のうち、公務員を除く 10 名に調査をしたが、現在 7 名からの回答によると、在住市の男女共同参画審議会の公募委員、男女共同参画推進委員、女性団体の役員や市の防災会議などで委員として委嘱されている方もいる。ゼミナールを受講する以前からさまざまな活動をされていた方々からは、自信を持って活動ができるようになったとの意見も頂いている。</p> <p>ウィズカレッジ事業は、男女共同参画社会の実現に向け、広く県民に最新の情報や知識を提供するため、各種の講座を実施している。企画講座として、6 月 30 日、陶芸家のトロック祥子さんに「炎女一勇気と根気と努力、プラス運一」と題してお話いただいた。日本と海外での結婚生活の在り方の違いや、その中で生まれた自立にかける思い、人との出会いの運と縁などについてお話をされ、その後、参加者との交流会もでき、</p>

身近に生の声を聞くことができた。

8月5日には瀬戸内市と共催で、ゆめトピア長船で、四国学院大学社会福祉学部教授の大山治彦さんに、男性目線での『男性ならではの生きづらさ』とは、その支援について」と題し、お話いただいた。

今後の予定は表のとおりである。7月12日開催予定であったカルビー株式会社、鎌田由美子さんの講座は、豪雨災害のため開催を延期としていたが、10月10日(水)に開催することで準備を進めている。ピュアリティまきびで、夕刻6時30分開始とし、昼間の講座に参加できにくい方にも参加いただければと思っている。ウィズセンター以外の場所での開催や、市町村との共催など、今後の講座開催に向けて調整しているところである。

また、出前講座・来所講座については、男女共同参画について学習したい団体などからの依頼により、当センターの情報交流員や職員が対応しており、現在まで4回実施した。今後も地域での研修や公民館講座などの県内各地に出向いてまいりたい。

7ページの、男女共同参画推進月間事業については、まず11月4日(日)に講演会を開催予定である。BS放送などで、家庭の味、母の味、そして心のふれあいを求めて世界を旅する食の紀行番組などをされている、料理研究家のコウ・ケンテツさんをお招きし、男性の家事、育児などについて講演をお願いしている。

また、「登録団体活動支援事業」は、推進月間に合わせて、9月～11月の間に登録団体の方が自主的に企画・実施する講演会などについて、5万円までの経費補助および広報の協力などで、団体と一緒に月間を盛り上げていく。昨年度も、意義深い企画を実施していただいた。募集期間は10月末までだが、現在2団体の事業を支援決定しており、いくつかの団体からは相談をいただいている。

続いて、「ストップ・DV事業」については、DV防止のための講座の開催や、各種団体が主催する講演会などに、要望により啓発資材の提供を行っている。また、今年度も高校などでのデートDV予防啓発の講座を実施し、若い人たちへ向けた啓発に取り組む。現在6校で実施済みとなっている。

8ページのDV被害者サポート実務強化事業として、DV被害者サポーター研修の実施に向けて準備をしている。DV被害者サポーターは、県内15市で構成する岡山県都市男女共同参画推進会議が実施するDV被害者サポーター養成講座の修了者のうち、本人の同意があった者を登録しているものである。DV被害者サポーターを対象に、講義、事例検討、

ワークショップなどのメニューで研修を受けていただき、被害者支援の担い手強化を図るもので、9月19日開催を予定している。このほかにもストップ・DV講座を11月に倉敷市で開催する予定で調整している。なぜパートナーに暴力を振るうのか、加害者の心理なども含めてお話しいただける講師を予定している。

「働く女性トータルアシスト事業」については、ライフイベントにより離職した方の再就職を支援してきたキャリアアップ講座を一部見直し、就労に役立つ知識や資格の取得機会を提供し、円滑な再就職の促進を図るほか、キャリア形成を求める就労中の女性に対し、スキルアップのための出前講座を実施するなど、働くことを考え始めた方から既に働いている方まで、トータルに支援するよう対象と内容を拡大したものである。

「①再就職スタートアップコース」は、昨年度まで男女共同参画青少年課で実施していた「ママの多様な働き方応援事業」のセミナー部分を引き続き実施する。ライフイベントによる離職者のうち、これから再就職を考えたいという方々を対象に、就業への心構え、ロールモデルの体験談を聞くセミナーを開いたりすることで、就業のブランクに対する不安解消、就職への動機付けなどを目的としている。公募、審査により委託する業者が決まり、これから進むところである。

「②資格チャレンジコース」は、パソコン3級の資格を取ることを目指すコースである。昨年まで24日間の日程で開催していたが、ちょっと長いということで、18日間に凝縮して行う。今回、募集チラシを添付しているが、ハローワーク、図書館、駅前の大型商業施設にも置いていただき、PRしている。また、市町村では、男女共同参画とか人権担当課だけではなく、福祉部門との連携を取っていただきながら現在募集をかけているところである。

「③短期トライアルコース」は、パソコン会計ソフトや画像処理ソフトの活用講座など、在宅ワークを考えている方などに必要な知識を身に付けていただき就労の幅を広げようというもので、3時間8日間のコースの予定で、年明けの開講に向けて準備している。

「④女性活躍キャリアアップコース」は、キャリア形成を目指す現在働いている女性を対象にしている。管理職を目指す女性などのキャリアアップに向けた企業研修を支援することを目的に、企業に勤めている方のところに出前講座のようなかたちをとって、企業での研修に使っていただくことを想定している。現在、委託する事業実施業者を選定中で、9月中には案内できればと考えている。

	<p>主な事業については以上です。これまでの 4 か月間に実施できている事業は少ないが、準備期間ということで、これからどんどん実施事業が多くなっていく。PRしながら、しっかり実施してまいりたい。</p>
会長（司会）	<p>年度が始まって 4 か月しかたっておらず、これからの事業が非常に多い。提言により中身を変えていけることにもなるので、ご助言などいただければと思う。どなたからでも結構ですので、ご質問やご意見などいただきたい。</p>
委員	<p>資料に予算が記載されていない。ウィズセンターでは、運営委員会の資料に予算を記載している。審議会でも予算を見ながら協議したいので、記載していただきたい。</p> <p>全体的に、県も国もおそらく若いキャリアを積むような、要するに働き続けられるような視点で考えているが、男女共同参画基本法はそうではないと思う。男女共同参画のプランが改定するごとにどんどんそちらにシフトしている。中高年の男女共同参画がなかなか進んでいない。これは意識の問題だと思うが、なかなか事業展開に盛り込まれないというのは危惧しているところである。その辺について、県としてどのようにしていくのか伺いたい。</p>
会長（司会）	<p>2 点質問があった。</p> <p>まずは、予算が記載されていないという話である。</p>
事務局	<p>予算について、男女共同参画に係る主な事業について口頭でお伝えする。</p> <p>学生と企業のためのダイバーシティシンポジウムについては 287 万円、パープルリボン&オレンジリボン☆ツリー事業については 64 万 1,000 円、医療関係者向け DV 被害者対応の手引の改訂については 161 万 7,000 円、DV 被害者等相談・自立支援充実事業については 907 万 9,000 円、女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業については 703 万 8,000 円、おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業については 846 万 9,000 円、男女共同参画ゼミナール事業は 69 万 8,000 円、ウィズカレッジ事業については 88 万 9,000 円、月間事業については 76 万 1,000 円、ストップ・DV 事業については 67 万 4,000 円、トータルアシスト事業については 355 万 3,000 円である。</p>
会長（司会）	<p>次回から予算を記載いただきたい。</p> <p>2 つ目の中高年の男女共同参画についてはいかがか。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>中高年の男女共同参画の施策ということであるが、新規事業等、今回説明した中では、若い、働いている現役の方を対象にしたというのが多い状況である。啓発していくしかないのかなというところがあり、婦人</p>

	<p>協議会に啓発事業を委託し、地域において男女共同参画のいろいろな講座等を実施している。ウィズセンターにおいても、いろいろと研修講座を開いている。中高年というだけではなく、年齢を制限していないので、すべての世代を対象に講座を開いているというものであるが、着実にやっていくしかないと考えている。</p>
委員	<p>地域男女共同参画推進事業は、公募で、今年度も婦人協議会が受託をされたと思うが、具体的に去年の評価を出していただきたい。いろいろな女性団体から、地域で男女共同参画について「婦人協議会がやっていると言われるが、なかなかそれが進まないのはなぜか」という意見があるので、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>昨年度約 7,000 名が地域の婦人協議会の事業に参加された。男性向け講座も非常に多くあり、参加者のうち、約 12%が男性である。内容的には、健康問題から男性の家事・育児参加まで非常に幅広い。去年ベースの資料を提供させていただきたい。</p>
会長（司会）	<p>それでは、後日資料を提供願いたい。</p>
委員	<p>ロールモデルの紹介について、あまり鮮やかに成功した人の例を挙げると、「自分には関係ない」とか、「自分には無理だな」となるケースもあるため、現実味のあるような身近な存在のケースを紹介していくと、「これなら私もできそうだ」と、そういうところのケースを紹介していただけたらと思う。</p>
会長（司会）	<p>ロールモデルの基準について、どういう基準で選ばれるかが大きいのではないかと思います。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>「県内のさまざまな業種」ということで、なるべく広く業種を選定していきたい。職種、営業職とか事務職、技術職などということ、その次に「キャリアステージ」と書いている。やはり、すごく成功した人だけだと、やっぱりあの人だからというようなことになってしまうこともあるため、ちょっと目上の、ちょっと頑張れば手が届くところということで、若手社員であるとか、中堅社員であるとか、それこそ本当に管理職になった人というようなかたちで、いろいろなキャリアステージの方を広く紹介していけたらと考えている。それを含めて、いろいろなステップを踏んで活躍できるということもお見せできればと思っている。</p>
委員	<p>「私の働き方発表会（仮称）の開催」について、いろいろな世代の方を対象にされているようであるが、特に高校生について力を入れていただきたい。学校の中のキャリア教育というのは本当にほとんどされていない現状で、働き方というのは高校ではあまり扱わずに、とりあえず大学に進学して、そこからは自分で考えてというようなことで話が終わっ</p>

	<p>ている。そうは言っても、高校のときに何も考えていない状態の学生たちが大学に来て、やはり駄目である。何でも吸収できる 10 代半ばあたりの啓発活動というのはとても重要だと思うので、ぜひ拡充していただきたい。</p>
会長（司会）	<p>特に女子高生ですね。対象ということで。もし何かありましたら。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>高校生はこれからいろいろと職業を考えると、その中で進学ということも考える上で、一つの重要なファクターになるのかなと思っているので、女子高生、早い段階からそういったいろいろな活躍の可能性というものを示すことは大事だと考えている。最近、医師が、なかなか女性は働きづらい職場じゃないかということも言われているのかなと思っている。そういった意味で、ロールモデルの中に、子育てをしながら頑張っているような女性医師なども取り上げたいと、考えているところである。そういったことを含めて、若い 10 代の方にも、いろいろと活躍の可能性をお示しできるように頑張っていきたいと思っている。</p>
委員	<p>昨年度までの審議会でも発言をしたことがありますが、本年度すぐには無理だと思うが、他県でも高校生に向けたキャリアアップ教育の授業を県がやられているというケースもある。高校生に対して行うことは効果的だと思っているので、ぜひ高校生への視点を強化していただきたいと思う。</p> <p>ストップ・DV事業で講演会を積極的にやられるということは非常にいいと思っている。参加者を見ると、やはり高校単位でやるとたくさんの方々がDV予防の話を知ることができるということで、効果的だろうと思う一方で、講演の後、感想などは聞かれていると思うが、高校生がどういう話を聞いて、どういう気付きがあったかというところをぜひ取りまとめていただいて、それも広報に使っていただけたらと思っている。せっかくこれだけたくさんの方々の高校生にお話をされるわけで、本当に彼らが何を考えたか、ハッとしたかというところを、ぜひ県民に向けても出していただきたい。</p> <p>中高年向けのことで、これからシニアの方たちが増えてくるということで、各公民館ともに知恵を絞って 10 回連続講座とかをやっている。その中で例えば男女共同参画について話をするようなことができると、かなり効率的に中高年の方たちに、今の男女共同参画の動きを知っていただけるのではないかと考えている。一方、公民館のほうも非常に講師選びに苦労されており、例えば県から、こういう講師がいるので、ぜひ公民館講座の一コマにいかがですかというような、具体的に公民館を助けるようなかたちで助言をしてくださると良いのでは。60 代～70 代の方</p>

	<p>が、岡山市内の場合だと大体 80 人～100 人以上参加されているので、ぜひ。もちろん、市町村がされていますけれど、市町村と連携した公民館講座での普及ということも、県も視野の一つに入れていただければと思う。</p>
男女共同参画推進センター所長	<p>ストップ・DV 事業について、派遣先の学校から報告書をいただくようにしているが、必ず感想が付いている。「DV だったと気付いた」とか、意見を言うのではなく、「お友達の話をしっかり聞いてあげることが大切だなと思った」とか、いろんな気付きをいただいている。広報に使ったかどうかということであるが、どういう方法で出せるかということも含めて、これから検討してまいりたい。</p> <p>公民館講座は、出前講座を利用いただけるのではないかなと思う。実際に利用いただいたケースもある。各市町村に向けては、「どんどん利用してください」、「15 分でも 20 分でも、都合が合えばお話しに行きますよ」と PR している。4 月に伝えているので、これからも PR させていたどうか考えている。市町村で実施した繋がりでも隣の市町村から声がかかることもある。広報にしっかり努めてまいりたい。</p>
会長（司会）	<p>公民館は、非常に学習する場として定着しているもので、活用していただければと思う。</p> <p>質問がなければ、私がさせていただきます。</p> <p>1 点目は、女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業について、中小企業でなかなかこういうことに対応できる余裕がないということで、アドバイザー事業をされていると思うのだが、中小企業のニーズとして、アドバイザーの受け入れはどういう状況になっているのか。</p> <p>2 点目は、輝く女性ネットワーク事業で、こういうロールモデルとなるような方にいろいろとトークなどをさせていただいて、若い方のお手本というか、励みになるようなことをということだが、意見交換ということで終わっているが、「ネットワーク」とあるので、そこからつなげていくというか、ネットワークの主体をつくっていくような工夫があったらいいと思うのだが、そのあたりをどう考えているか。</p>
男女共同参画青少年課長	<p>女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業の状況についてだが、7 月から募集を始めたところで、応募を受けている。意識調査等を見ても、なかなか進んでいない部分である。昨年までは出前講座として、企業の方を集めて、いろいろな意識やこういうことをしましょうねということの説明していたのだが、実際にアクションまで行っていないということで、その次のアクションにつなげるため、実際に個別の企業に対してアドバイスをしようということである。企業としても、何かやりたい、何かや</p>

	<p>らなければいけないという意識はあるのだが、なかなか進んでいないというのが実態だと思う。そこを一押しできればということで実施している。</p> <p>ネットワーク事業において、実際にネットワークになるような取組、仕組みについては、必要だと考えている。それを官が主体でやるのが本当にいいのか、そういった人が集まって意見交換する中で、自然発生的にネットワークができるのが理想かなと思っている。昨年度から始めた事業で、今年 2 回目というかたちになり、昨年のネットワークの方と今年のネットワークを官でつなげるような試みなどを通じて、ネットワークが広がっていくようなイメージで事業を進めていきたいと考えている。</p>
会長（司会）	<p>女性活躍・WLB 応援アドバイザー事業は、中小企業の雇用環境を考えると、実現していくことが難しい中で、それぞれの事業所でそれぞれの状況というのがあると思うので、そのあたりをきめ細かく対応していただけたらというのが趣旨である。</p> <p>意見交換の後に主体をつくるということで、確かに行政がトップダウン的にやりだすと形だけの話になるので、状況を見ながら、ということであるから、工夫しながらやっていただきたい。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>ネットワークの件で付け加えるとすれば、今、民間企業などでは一緒にそういう取組をしているところがあるので、そういったところとつなぎ、民間が取り組んでいるネットワークの中に、そういった方を入れ込んでいくようなこともできるのかなと考えている。</p>
委員	<p>感想なので、ただ聞き流していただければいいのだが、ロールモデル紹介のウェブサイト「あなたも輝く☆晴れの国女子」という文言が少し気になる。私には語りかけられていない。一体誰にこれを語っているのかという、語りかけ先が不明だ。主な広報として、チラシ配布であるとか、RSK のテレビ、県の広報紙ということであるが、誰をターゲットにしているのか、誰に呼びかけているのか、誰に答えてもらいたいのかといったところに、若干違和感を持った。</p>
会長（司会）	<p>感想ですが、コメントがあればお願いしたい。</p>
事務局	<p>ネーミングは本当に悩んだ。「女子」という言葉が、やはり「若い女性」という認識になるのではないかという話を内部でもした。ただ、年齢に関係なく「女子会」という言葉を使うこともあることから、「女子」という言葉に落ち着かせていただいたという経緯がある。</p> <p>この「おかやま☆輝く女性☆未来設計応援事業」は、女性活躍推進法という法律に基づいた事業と考えており、主に働いている女性をターゲット</p>

	<p>ットにしている。また、女子学生にも見ていただくことで、身近に感じ、働くということに夢と希望を持ち、活躍していきたいと思っていただければと思っている。</p>
委員	<p>男女共同参画も外国人の視点が抜け落ちがちである。企業も外国人労働者を雇用している。それも、直接雇用ではなく、派遣会社を通じて外国人技能実習といわれる方たちがたくさんいるので、その視点が抜け落ちると、ロールモデルとかキャリアアップと言っても、なかなか難しい部分ができるのではないかと思う。ロールモデルは、いいモデルばかりではなく、実情に合ったモデルというか、NGOとか団体とかで企業以外でも働いている方は結構いるので、その辺の部分に男女共同参画の視点をどう入れるのか。</p> <p>国連関係でも、男女共同参画はおかしいと。要するに、ジェンダーとはっきり言うべきではないかと。女性差別撤廃条約の委員長もされていた林陽子さんも、1995年の国連第4回世界女性会議が終わった後、内閣府に質問されたが、英語を正確に日本語に訳すとか、日本語を正確に英語に訳すことがなかなか難しく、日本人が訳している英語は結構おかしいところがある。ALT（英語指導助手）の教員に日本語を教えているのですが、その中で、やっぱりおかしいと言われて、「え？」ということが多々いろんな文言であるので、その辺のことをきちっとこの事業の中に生かしていくのが筋ではないかなという、意見というか感想です。</p> <p>県もグローバル化と言われている中で、その辺の部分が多々抜け落ちるといえるのか、ただ日本の国内向けの男女共同参画をやるような感じでは、今後、難しいのではないか。</p>
会長（司会）	<p>非常に大きな枠組みのテーマである。国内だけではなく、グローバル化の時代であるから、国際的な男女共同参画の視点も必要ではないかということです。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>必要なことであると思うが、まだ足元ができていない状況のため、県内での取組から実施していきたいと考えている。</p>
会長（司会）	<p>今後の展望として、ぜひ考えていただきたい。</p> <p>それでは、次の議事に移りたい。議事（2）「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」の改訂について、事務局から説明願います。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p><資料2></p> <p>DV被害者を救うには、周囲が気づき相談機関につなぐことが有効な方法である。そうした中、医療関係者が業務を行う中で、配偶者等からの暴力被害者を発見しやすい立場にあるということから、DV防止法の第6条において、被害者の通報や配偶者暴力相談支援センターへの情報</p>

提供に努めるということとされており、相談窓口の紹介など、積極的な役割が期待されているところである。

県においては、平成 18 年度に「医療関係者のためのDV被害者対応の手引」を作成し、周知に努めてきたところである。作成から 10 年以上が経過し、法律改正や社会情勢の変化等を反映した内容に改めるとともに、医療現場等におけるDV被害者の発見と支援につながるよう、4 の検討会メンバーに記載されている医師会をはじめ医療現場の関係者や支援に関する有識者の方から意見を伺いながら、改訂の作業を進めることとしている。3 に、主な見直しの内容等を記載しているが、改訂素案の説明の中で説明する。

それでは、改訂素案の説明をさせていただく。この素案は、検討のたたき台とするために、事務局において他県の事例などを参考に作成したものであり、医療関係者の検討会のメンバー等に意見をいただく前のものとなっている。先ほど説明した 18 年度に作成した手引等を添付しているので、見比べながらご覧いただきたい。

全体について、前回は表紙も含めて 16 ページの冊子と下敷き形式の 1 枚をセットにしていた。今回は、耐久性のある紙を使用し、全体で 12 ページとなる。一番後ろのページについては、ミシン目を入れ、11 ページ、12 ページの部分を必要に応じて切り離すことで、これまでの下敷き形式として活用できる形を考えている。このため、裏表紙に相談窓口の最新の情報を記載するとともに、その後ろに医療機関の関係者から見たときに分かりやすい対応フロー図を掲載する形式となっている。

ページ番号の記載については、印刷業者の仮置き番号として、表紙から 1 ページとなっているので、このページ番号については今後修正する。

ページ番号に沿って主な改正点を説明する。

まず 3 ページでは、このガイドラインの目的と医療関係者に期待される役割を明記することとしている。

次に 4 ページ、5 ページでは、DV の定義とその種類を記載し、DV 独特の行動サイクルと逃れられない被害者心理について記載し、まずは DV そのもの、DV 被害者の方を理解していただくことにつながる内容としている。

6 ページ以降が、医療関係者の方の対応について記載した内容となっている。DV を疑われる所見・症状については、新たに歯科的な症状を追加するとともに、「急性期の外傷」、「心傷の特徴」、「性と生殖に関する問題」の 3 つの視点から記載を分け、緊急時には警察へ連絡通報していただくことを促している。また、単に医学的な所見だけでなく、診察室

での様子や行動に関する内容から、幅広くDV被害を疑われる状況をキヤッチしていただくことを促している。

なお、所見や症状の記載内容については、今後、医師会、歯科医師会、看護協会、病院協会等の意見を伺いながら検討を重ねていきたいと考えている。同じページにDVが及ぼす子どもへの影響についても、これまでよりも具体的に記載する予定である。これは近年、面前DVの問題が取り上げられることが多くあり、繰り返されるDVを目撃するだけで、子どもの健康・発達や生活に大きな影響を与えることから、さまざまな所見や行動についても記載するという事としている。

次に7ページでは、診療記録はDV防止法に基づく保護命令の申し立てや離婚、訴訟等の手続の際に有効な証拠となるため、作成のポイントと記録のために必要となる写真の撮り方等について、実際に写真掲載をするなどして、具体的かつ客観的な記載につながるように変更することとしている。写真は、他県のもをダミーとしており、今後、医師会等に意見をお聞きした上で、写真等を選んでいきたい。

8ページ、9ページでは、実際の診療に当たっての問いかけ例や、二次被害につながるような、聞いてはいけない質問等を取りまとめている。特に問いかけ例では、診察開始前の対処、事実関係を行う場合、本人がDVであることを認めた場合と否定した場合、その後の対応という5つの場面に分けて問いかけを整理している。

また9ページでは、二次被害に対する注意を記載し、被害者を責めたり、価値観を押し付けたりしないように促すことで、二次被害を生まないようにすることとしている。こうしたことで、DV被害者に対する対応をスムーズに行えるようにしたいと考えている。

10ページでは、DV防止法の内容を記載するとともに、特に医療関係者に関係する第6条の通報規定については法律を抜粋することとしている。

先ほども説明したが、11ページでは、医療機関におけるDV被害者の対応をフローチャートに記載し、発見から支援までの一連の流れを理解していただけるようにしている。

最後に、裏面の相談窓口についても、配偶者暴力相談支援センターに限らず、相談窓口を持つ市町村の男女共同参画センターと県民局を記載することとしている。この11ページ、12ページの部分を、切り離すことができるようにすることを考えている。

今後のスケジュールであるが、検討会メンバーの方から意見をいただき、年度内には新しいガイドラインを作成したいと考えている。なお、

	改訂後は 10,000 部程度を印刷し、医療現場で使用していただくとともに、医療関係者の研修等でご活用いただくことを想定している。本日も、委員の皆さまからの意見をいただければと考えているが、事前にお送りできず、じっくりとご覧いただく時間もないので、後日でもご意見がいただけるよう照会する文書を送りたいと考えている。
会長（司会）	DVの問題は、基本的人権の侵害という重大な問題かと思う。DV被害者の対応の手引、このようなガイドラインの改訂案が作られたわけであるが、事務局から話があったように、今すぐに意見をいただくことは難しいと思う。今日は、気付かれたことの意見をいただいて、最終的には後日、事務局からの案内で意見をいただきたい。
委員	現状だけ教えていただきたい。医療関係者から、例えば通報は今まで年間どのくらいあるのか。相談センターであるとか、警察であるとか、さまざまあると思うが、そういうデータがあればお知らせいただきたい。
会長（司会）	通報の件数が現状どれくらいか。
事務局	配偶者暴力相談支援センターの4カ所については、先ほどのDV防止法6条による通報を受けた件数という統計データが出ている。手元に岡山県がすぐに出てこないが、平成28年度は全国で6,368件の通報というデータが出ている。医療機関からというデータは手元にはなく、ウィズセンターで受けているものであれば、資料があれば分かると思う。
男女共同参画推進センター所長	今、手持ち資料がないので、また報告させていただく。
会長（司会）	また後で報告いただければと思う。
委員	受診をされた場合、DV、そして児童虐待などを医師が診て通報しているようなことをテレビや新聞などでも見ることがある。先ほどの通報件数というのが、増えていくのがいいのか、減っていくのいいのか、これは難しいところだと思うが、被害を受けられている方が安心して暮らせる体制をつくっていくために、医療関係者の方に力を仰ぐのは必要なことだろうと思っているので、期待している。また、いいものを作成し、研修等で医療関係者の方にしっかり徹底されることをお願いしたい。
委員	このガイドラインは、ほとんどがDV防止法に関することが書いてある。「子どもへの影響」というところだけ、児童虐待防止法となっている。子どもがDVを目撃することも児童虐待に当たり、通告の義務がありますとある。ここだけは別の法律である。知識があれば分かると思うが、なければ分かりにくい部分である。児童虐待防止法には、児童がいるときに配偶者に暴力を振るうというのも虐待だと明記してある。通告義務

	<p>も明記されており、さらに通告義務というのは守秘義務を妨げない。守秘義務があるからといって、通告しなくていいことにならないということも規定がある。「児童虐待防止法」をしっかりと目立つようにしたほうがいいのではないかと思う。</p>
事務局	<p>初めて追加する予定の項目なので、意見を伺い、検討したいと思う。</p>
委員	<p>DVで相手から暴力を振るわれた女性に関して、そういう男性から離れたとしても、また次に同じような暴力を振るう人と付き合うという話を聞いたことがあるが、被害側の女性たちに、生まれ育ってきた環境であるとか、個々の事情であるとか、共通するようなことがあったりするのかな。</p>
男女共同参画推進センター 所長	<p>相談業務の記録を毎日確認しているが、確かに再婚された当事者からの相談で、前の配偶者からも暴力を受けていたということが書かれているが、それでどう分析ができるかというところ、そこまでの分析はしていないというのが現状である。DVに関しては、加害者については特にこれといった特徴はないと言われており、分析はしていないが、そういう視点でも見る意味があるかもしれないということで、意見をいただいた。</p>
委員	<p>特殊詐欺でも、同じ人が何度もだまされるというケースが言われており、傾向というのがないことはないのだが、基本的に被害を受けるということについては落ち度にならないという発想が大事だと思う。どんな理由があっても、暴力を振るう方が悪い。つまり、この問いかけ例の中でも、「あなたにも原因があるのではないですか」というのは絶対言ってはならない。「あなたは、どういうことをしたから暴力を振るわれたのですか」、「何か心当たりはないですか」などというのは絶対ご法度で、調停などで相手のほうから「暴力は振るったけど言い分がある」という何か言い分が出てきても、加害者の言い分は通らない。暴力を振るったか振るわなにか、これだけが問題となる。被害者に対しては、基本的にはカウンセリングで心の傷を癒すという視点を持っていただき、どうしても人間が2人以上いれば、話が合わない、心が合わないということはある。ただ、それを暴力で解決するというのは、暴力を振るうほうに問題があるという視点で取り組んでいただくのがいいのではないかと考えている。</p>
委員	<p>問いかけ例で、「子どもを置いて出てきて…」、その下の「夫婦なんだから夫を支えないと」の「夫」という表記があるのだが、ここだけが「妻」が前提になっている表記になっているので、ここの表記の仕方を変えて、どちらでも対応できるような書き方のほうがいいと思う。</p>
事務局	<p>他にもささいなところがあると思う。ぜひご指摘願いたい。</p>

委員	<p>冊子の最後に、相談窓口というのが一覧で掲載されているが、医療関係者の方がこれを見られて、どう使われるのかというのが分からない。例えば、目の前にいる方に、「こういう相談窓口があるので」と示すことをイメージしているなら、こんなにたくさんあると、どこを案内したらいいか分からないと思うので、例えば1カ所だけ伝えるなら、そこを強調して書いておくべきだと思う。「お医者さんがこういうことについて市町村に聞く場合はここへ」というための市町村の窓口なら、それでも分かるのかなと思ったが、一覧表過ぎて、切り離されたときに、多過ぎて迷われるのではないかと思う。このあたりは、医療関係者の方にどうすれば使い勝手がいいかを聞き、調整いただけたらと思う。</p>
会長（司会）	<p>どこに連絡を取ったらいいかというのは、これだけ書いてあると悩むと思うので、工夫をお願いしたい。</p>
事務局	<p>検討し、医療関係者の方が使いやすいように工夫させていただく。</p>
委員	<p>資料2の最後の欄に、配布先として県内医療関係者等（医療現場での使用や、研修等での活用を想定）と書かれているが、医師だからすぐに使えるとは思えないので、医療関係者の方にしっかりと研修をされてから使っていただくのか。具体的に今後どうするかたちで各医療団体と協議をされて、どういう研修をされるのかというのは今後の課題かと思う。前回の医療関係者の手引は、どうするかたちで活用されたのか伺いたい。</p>
事務局	<p>10年前の書類を確認したところ、病院協会、医師会等を通じ、各病院内研修でお使いいただいたということは記録に残っている。また、研修の現場に県職員やウィズセンター職員が赴き、研修をするというかたちで使うようなケースもある。今後、具体的に研修など活用方法なども含めて考えてまいりたい。</p>
委員	<p>医療関係者向けということで対応ガイドラインが出ているが、子どもなどと一番身近に接しているのは学校の先生方だと思う。学校の中には保健室があり、養護教諭などにも見ていただくのがよいのではないか。</p>
事務局	<p>参考として市町村などにも配布を予定しているが、学校の先生方に直接役立つものなのかどうかは、検証が要ると思う。養護教諭の方には、今回の冊子とは別にある方がいいのかもしれないが、検討させていただく。</p>
会長（司会）	<p>せっかくの改訂版であるため、ぜひ活用の仕方を検討願いたい。</p>
事務局	<p>DV防止法に基づき、医療関係者の方による発見や通報を促すことを主目的にしており、頂いた意見は、今後の検討とさせていただきます。</p>
委員	<p>問い合わせ例の2のところ、DVの事実確認「DVが疑われるときには、まず直接的なかたちで質問し、否定されたときは間接的な質問を加</p>

えます」という部分があり、ここが非常に重要かつ難しいところである。「DVを受けていますか?」と言われ、「はい」と言う人ばかりではない。実際に、「この程度はDVじゃない」とか、「私が悪いから、こんなことを相談するほうがおかしい」とか、そのような考えになってしまっている人が多い。大抵DVと言われたら否定するのだが、どのようにDVというところに持っていけるかということが重要である。実際に経験したケースでも、DVだとは全く思っておらず、ずっと自分が悪いと思っていたが、親から「一度警察に相談しなさい」と言われ、行ってみたら、「それは間違いなくDVです」と言われたとか。例えば、警察や女相に行くと、5ページのDVの行動サイクルのように、爆発するけれども、その後また優しくなり、優しくなっているのだから、夫はもう反省しているとか、これからはもうしないと、考える人が多い。

また、どんな人がDVをするかという、いつも酒を飲んで暴れているような人ばかりではなく、自分に自信がなくてオドオドしているような人が、何かの拍子に暴力を振るうというケースも多い。自分に自信がないとか、職場でストレスをためているとか、いろんなことで暴力を振るうと思うが、こんな事例もありますと言うと、うちの夫はまさにそれです。そういうことで、ハッと気がついたという例も見るので、否定されたときに、それでサヨナラではなく、いかにDVということに気付かせるかである。気付いてもらえるか、話していただけるか、医師のほうも知識を付けなければいけないし、言わなかったからおしまいではなく、うまく間接的なかたちで質問して行って話をつなげていくことが重要である。場合によっては、4番の本人がDVであることを否定したときに次回の受診につなげますということで、「次回来てください」と言う、もう来ない人がいるので、「また来る必要がありますよ」と言って、引き留めるようなことも必要だと思う。我々の仕事でも、「また気になったら来てください」と言う、来ないケースがある。だから、「次回の予約を入れておきましょう」と言って予約を入れておいて、また次回会ったときに話を聞くということも必要だったりする。このあたりの情報を厚くするというのを検討されてはと思う。

事務局	<p>問いかけ例ということで、今回初めて1ページに見開きで入れるようにした。さまざまなケースを想定しながら検討させていただく。</p>
会長（司会）	<p>次の議題（3）その他に入りたいと思う。</p> <p>西日本豪雨による被災地のニュースなどが流れているが、「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」、事務局から説明願います。</p>

男女共同参画
青少年課長

<資料 3 >

7月の豪雨災害が起き、7月10日に内閣府から「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」ということで、依頼文書が届いている。これは、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとして、被災者の肉体的・精神的な負担を緩和することが重要だということで、取組方針及び男女共同参画の視点に配慮した避難所の整備とか運営に努めてもらいたいというような内容であった。

チェックシートには、「避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要である」など、女性、子ども・若者、高齢者、さまざまな主体の意見を踏まえて避難所の運営をすることが必要であり、管理責任者や自治的な運営組織の役員に、男女両方の参画を進めるように書いてある。

また、「女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設」として、異性の目線が気にならない物干し場、更衣室、休養スペース、安全で行きやすい場所の男女別トイレの整備、女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備などの視点や「男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理」として、管理運営者への男女両方の配置、自治的な運営組織への女性の参画の確保、女性用品の女性の担当者による配布、防犯対策として防犯ブザーやホイッスルの配布、不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、さまざまな配慮をした運営をしてもらいたいという内容である。

県では本通知を、避難所を設置している市町村に伝え、できるだけこうした視点に配慮した運営に努めるよう依頼した。すぐにできること・できないことがあるが、そういった視点が大事であるということで、市町村においても準備・検討をされていたところもあり、改めて通知、チェックシートを送ることで、取組を依頼したところである。

また、県から避難所運営の支援に派遣している職員もいたので、チェックシートを渡し、現地で取り組む際の視点、配慮を依頼した。各市町村においては、東日本大震災や熊本地震における対応事例等を参考にし、さまざまな取組がなされていた。発災直後、倉敷市でも夜間トイレの防犯のための投光器の設置、プライベート空間を確保するための間仕切りの設置、県のDV相談カードの配置、女性相談所やウィズセンターの相談窓口の電話番号などを記載した紙を作成して掲示するなどした。この掲示については、倉敷市だけでなく、高梁川流域でDV対策に取り組んでいるということで、流域の市町村でもその情報を共有し、貼り出す掲示物作成を手伝わせていただいた。

	<p>実際は、各避難所の規模や避難者の構成、町内会単位で避難しているか等によって状況はさまざまであったと聞いている。今後、避難所、仮設住宅等でのコミュニティーによる運営の必要性も出てくると思う。そういった意味でも、男女共同参画の視点での取組が必要になってくる場面が出てくると思っているので、そういった視点に配慮した運営がされるように、県としてもできる限り支援をしていきたい。</p>
会長（司会）	<p>西日本豪雨では、非常に大きな被害に遭われ、家財が流され、本当に心身ともお疲れの中で、避難所のプライバシーがない世界と言いますか、そういう中で、特に女性の方は非常に苦勞されていると思う。避難所運営の在り方について、意見、感想、質問等いただきたい。</p>
委員	<p>避難所の運営が、まだまだ混乱しており、指揮系統や秩序が保たれているところと、窓口がいろんなどころにあって、誰に何を聞いていいのか分からないようなところがあったりする。例えば、この避難所チェックシートというのは、基本的には避難所の管理者がチェックをするものなのか。それとも、利用者の目に入るようにして、自己点検ではないが、自分の居る避難所について確認するためのものなのか。チェックシートの使い方について教えていただきたい。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>基本的には、市町村が運営する上でのチェックシートである。避難所運営も、最初は市町村などが主体的に運営していくということになると思うが、ある程度の時期を過ぎた段階で、避難所の方も含めた運営組織に移行していくということが出てくると思う。そういった時点でも、チェックしていただくことが大事だと思っているので、段階に応じて主体となる方がチェックする形になってくるかと思う。</p>
委員	<p>このチェックシートは、岡山県においては運用できる状態なのか。すぐに活用し、広げていきたいということか。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p>こういった視点が大事であるということで、できること・できないことが当然あると思うが、こういったものをベースに、チェックがたくさん付いてくるのがいいと思う。また、段階的に増えてくるのが望ましいと考えている。</p>
委員	<p>豪雨災害から 1 週間目ぐらいに避難所を 2 か所ほど見たが、倉敷市の真備町地区は、避難所自体の収容人員が足りておらず、学区がバラバラに避難されており、とんでもない混乱状況だった。倉敷市も避難所マニュアル、運営マニュアルを作成しているが、現場で聞くと、そんなものは見ていられない、チラッと見たけど役立たないという声があった。国からこのチェックシートが届いて、市町村に送ったと聞いたが、現場からすると、「そんなものを送られても」というのが本音ではないかと思う。</p>

	<p>県の応援職員などがやれることは県がやるべきだと思っている。DV防止カードを女子トイレに置いたとか、相談窓口を書いた紙を掲示したとのことだが、今回の教訓から、市町村に依頼するのではなく、県が男女共同参画の視点を帯びて行くとか、直接的にできることはやるというふうにしないと、こういう混乱時は、市町村を頼ろうと思っても無理だなというのが、現場を見て感じた。</p> <p>広島県は、県がチラシを作成して、こういう相談窓口については避難所に掲示していたということも報道されていた。平時のときに、県から市町村に情報を流すというのではなく、県がやるというようなことを、今回の教訓も踏まえて、一度整理をし直されたほうがいいのではないかと。</p> <p>チェックシートも、これを倉敷市に送っても、たぶんその紙は漂っているのではないかとおぼやかしく思われない。物資の仕分けとか配送で市の職員の方がてんてこ舞いの中で、これがファクスで送られてきても、どうだったのかという様な、ちょっと聞くのが怖いような感じである。今回、いろいろな教訓が出てくると思うので、県の中でも検証していただきたい。</p> <p>蛇足であるが、真備町地域の場合、間仕切り用パーティションが入ったのは1週間目であった。早くに届いていたようだが、人手もなく、いろいろやることがあり、組み立てられないと聞き、なかなか現実には難しいと感じた。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>現場とつながりながらマニュアルなども作成し、現場で役立つものを準備いただきたい。</p>
<p>男女共同参画 青少年課長</p>	<p>避難所チェックシートを市町村に送り、後日確認をしたところ、男女共同参画の担当課はチェックシートを踏まえて、災害対策本部に「こういったものが必要ですよ」と伝えたということも聞いている。市町村の担当課としては、できる限りそういった視点での配慮をされたとも聞いている。また、県としてできる部分は県がやるべきだということは、今回の災害や今後いろいろな場面で出てくると思っている。あらかじめ市町村の手が回らないことを準備しておくことは大事であると考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>豪雨災害があつてから、避難所などでの女性の人権について、非常に心配していた。今回、資料3があり、早くからきちんとしてくれているなど、うかつにもホッとしてしまっていたが、話を聞くと、現場ではそれどころではないということで、それでは意味がないなど、余計に心配となった。女性のプライバシーの問題であったり、性被害であったり、授乳がしにくいとか、女性用の物資が足りないとか、いろいろな問題が</p>

	<p>あるわけで、現場で女性が指揮を執って、女性が監督をして、女性が話を聞いて、女性が相談に乗る、そういうことが必要なのかなと思う。やはり、男性では思い付かないことがある。意思決定や相談業務に女性がいるということも男女共同参画であると思う。</p> <p>そうでなければ、家族で避難してきて、おじいさんの世話を誰がするかというと、夫のほうはグッタリしていて、女性のほうが一生懸命介護しているとか、炊き出しのときに女性が「じゃあ配ります」とやらされるとか、そういうのを何とも思わない空気というのが依然あると思う。</p> <p>女性の物資が足りなくてもなかなか言い出せないとか、のぞかれるような状態でも言いにくいとか、言う相手がいないとか、そういうことが危惧されるので、分かる人が見て指揮を執ることが必要かと。どうしても、いくらやっても、全部は手が届かないところがあるため、そういうときにちゃんと物が言えるということも大事だと思う。泣き寝入りしている人が多いのではないかと思うので、いつでも物が言えるように、いつでもそれが反映されるようにしていかなければいけない。それは、我々やいろんな団体に協力を要請してもいいと思う。倉敷市だけに丸投げするわけにはいかない、県も積極的に支援をしていただきたい。災害は、終わったわけではなくまだまだ続いていることであり、今からでも体制の強化をしていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>最後に、東日本大震災でも熊本地震でも、介護や高齢者、子どもの世話を女性に押し付けていた。今後、協議したキャリアアップの反対に行くような、キャリアがあっても辞めざるをえない、退職・離職者がどんどん出るのではないかとということが懸念される。男女共同参画をいかに進めていくかは重要な課題である。</p>
<p>会長（司会）</p>	<p>このあたりで今日の議事を終了とする。</p> <p>平成 30 年度男女共同参画関連事業の進捗状況などについて、皆さんの意見を聞き、共通しているのは誰のための事業なのかという、そこが非常に重要であると感じた。</p> <p>例えば、先ほどの避難所チェックシートなど、作るのも大事なことが、現場ではそれどころじゃないという話があった。ガイドラインについても、作るのはいいが、どう活用していくのか、そういう視点が重要だという意見もあった。</p> <p>そして、最初の平成 30 年度関連事業の中で、例えばロールモデルの話でも、あまり成功し過ぎたモデルを出されても、私には関係ないみたいな形になってくる。そういうニーズに合った提供をしないと、行政の独り善がりになってしまうことがある。常に誰のための事業なのかという</p>

	<p>視点を軸にして、今後事業を組み立てていただきたいというのが、意見であったと思う。これからさまざまな事業が始まるので、そのあたりをぜひ軸に置いていただきながら進めてもらいたい。</p>
事務局	<p>貴重な意見をいただき、感謝している。</p> <p>今年度の審議会は 2 回開催の予定であり、次回開催は、2 月から 3 月半ばぐらいを予定しているため、出席をお願いしたい。</p>